

各介護サービス事業所 管理者 様  
各高齢者福祉施設 施設長 様

福岡市保健福祉局高齢社会部事業者指導課長

## 緊急事態宣言解除後における感染拡大防止の徹底について（通知）

今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づく緊急事態宣言が解除されたところですが、本市においては、いつ第 2 波が来てもおかしくないなど、依然として予断を許さない状況にあります。各事業所・施設におかれましては、引き続き、下記のとおり感染拡大防止に努めていただきますようお願いいたします。

なお、これまでに発出した通知については、改めてお知らせするまで継続することを申し添えます。

記

### 1 新型コロナウイルスの感染拡大防止にかかる対応について

当面の間、これまでに発出した通知等に基づき、引き続き感染拡大防止の取り組みを徹底いただくようお願いいたします。

### 2 これまでの通知からの変更点等

#### ①職員の出勤停止及び利用者の利用を断る場合の発熱等について

これまでは、風邪症状や 37.5℃以上の発熱が目安でしたが、5 月 11 日付厚生労働省事務連絡にて、「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」が改訂となっておりますので、**37.5℃以上の発熱や息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）等の強い症状に限らず、発熱や呼吸器症状などの比較的軽い風邪症状の場合**にも、当該症状が解消し、少なくとも 24 時間を経過するまでの間は、職員の出勤停止や利用者の利用を断る取り扱いを徹底してください。

#### ②入所施設・居住系サービスにおける面会の取り扱いについて

面会については、国において「緊急やむを得ない場合を除き制限すること」とされており、本市においても同様の取り扱いをお願いしてきたところです。

しかしながら、感染拡大防止の取り組みが長期化するなかで、テレビ電話等の活用を行うなど最大限の工夫を行ってもなお、入所者の心身の状況等から、家族等の面会を認めざるを得ないと判断される場合は、**以下の事項を徹底のうえ細心の注意を払って実施**していただくようお願いいたします。

- ・面会者全員について、体温を計測してもらい発熱が認められる場合や咳など風邪症状がある場合、息苦しさやだるさ等の症状がある場合、並びに当該症状が解消し、少なくとも 24 時間を経過するまでの間は面会を断ること。
- ・面会者全員の氏名、来訪日時、連絡先について記録しておくこと。
- ・面会者全員のマスクの着用、手洗い、アルコール消毒等を徹底すること。
- ・面会者が施設内に立ち入る範囲を最小限にし、居室等まで立ち入ることのないよう、適切な処置を行うこと。（施設入口付近に面会用の部屋を設ける、施設の設備を極力使用させないなど）
- ・面会者数や時間を制限するなど、極力 3 密を避けること。

福岡市保健福祉局高齢社会部事業者指導課  
施設指導係 TEL：092-711-4319  
在宅指導係 TEL：092-711-4257